

事業者の皆さまへ

# 事業ごみ 適正処理 ガイドブック

ごみの区分や  
廃棄する際に気をつけることなどを  
分かりやすく解説しています

広島市

# 事業ごみの区分と種類

事業者は、廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。(法第3条)  
 事業ごみは産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、中にはリサイクル可能なものも含まれています。これらは、それぞれ処理方法が異なります。  
 下記の表を参考に、正しい区分を知ることから始めましょう。

事業系一般廃棄物？  
産業廃棄物？



同じごみでも業種によって区分が違うものがあります。下の表を参考にして自社のごみが何の区分に該当するか確認してみましょう。

※下記の表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画をご確認ください。

## 業種によって産業廃棄物又は事業系一般廃棄物に区分される廃棄物の種類

紙類	食品・生ごみ等	木くず	繊維くず
<p><b>A</b> 建設業<sup>(注)</sup>、紙製造業、新聞業、製本業、出版業、印刷物加工業などから出るもの</p> <p><b>再生可能な紙類</b></p> <p>新聞、ダンボール、OA用紙類、雑誌・パンフレット等印刷物、シュレッダー紙、雑がみ(包装紙、封筒、紙箱等)、秘密文書</p> <p><b>A</b> 以外から出るもの</p> <p>汚れた紙                  においの付いた紙                  水に溶けない紙                  カーボン紙 など</p>	<p><b>B</b> 食料品・飲料・医薬品・香料製造業などにおいて原料として使用した不要物</p> <p>製造した商品をその場で消費者に販売する事業所は製造小売業になるため該当しません</p> <p>食品関連企業から出る規格外製品や売れ残りを引き取り、福祉施設などへ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる活動があります。 お問い合わせ 広島市環境局環境政策課 (TEL:082-504-2505)</p> <p>食品リサイクル法の登録再生利用事業者で再生利用できます。</p> <p><b>B</b> 以外から出るもの</p> <p>厨芥ごみ                  残飯                  茶葉 など</p>	<p><b>C</b> 建設業<sup>(注)</sup>、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの</p> <p>個人から注文を受けて家具や建具を製造・販売する事業所は小売業になるため該当しません</p> <p>木くずにはリサイクルできるものがあります。</p> <p><b>C</b> 以外から出るもの</p> <p>木製の机・椅子・タンス・棚板類                  雑草 など</p>	<p><b>D</b> 建設業<sup>(注)</sup>、繊維工業に係る天然繊維くず</p> <p>衣服の製造に伴って出る天然繊維くずは事業系一般廃棄物です</p> <p>不要になった布類など</p> <p><b>D</b> 以外から出るもの</p> <p>布類                  じゅうたん など</p> <p>※合成繊維は廃プラスチック類となるため産業廃棄物です</p>

## 業種にかかわらず産業廃棄物に区分される廃棄物の種類

廃プラスチック類	金属・電子機器	ガラスくず等	その他
<p>プラスチック製品など</p> <p>再生可能なプラスチック製品</p>	<p>缶類・金属類・スチール製品</p> <p>電子機器</p>	<p>ガラス製品 コンクリートくず</p> <p>陶磁器類 廃石膏ボード など</p> <p>再生可能なガラス製品</p>	<p>廃油・薬品類(液状)                  電池類                  汚泥                  蛍光灯・電球類                  その他複合製品 など</p> <p>再生可能な廃油</p>

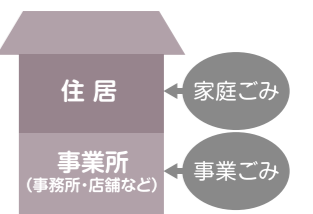
減量・リサイクル については **8P**

事業ごみを家庭ごみとして排出することは犯罪です!

### 罰則

・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人には3億円以下)の罰金又はこれの併科

住居と事業所が一体であっても、事業活動に伴って出たごみは、家庭ごみとして排出することはできません。



(注) 工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
 施行規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

産業廃棄物

リサイクル可能なもの

事業系一般廃棄物

# ごみの出し方・処理の流れ

一般廃棄物と産業廃棄物では、ごみの出し方・処理方法が異なります。処理の流れ・ルールを把握し、適正な分別・処理を行いましょう。

## ごみの種類を把握し、分別

●産業廃棄物、一般廃棄物どちらになるか、又はリサイクル可能であるかを判別し(p1「事業ごみの区分と種類」参照)、区分ごとにごみを分別

分別・保管 **5P**

### 産業廃棄物

### 事業系一般廃棄物

委託契約

- 産業廃棄物の収集運搬及び処分についてそれぞれの許可を有する業者と委託契約を締結

委託契約 **6P**

排出事業者が運搬する場合

- 産業廃棄物の処分業の許可を有する業者と委託契約を締結

委託契約 **6P**

委託契約

- 一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する業者と委託契約を締結

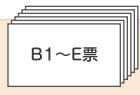
委託契約 **6P**

排出事業者が運搬する場合

排出、収集運搬

- 収集運搬業者に廃棄物を引き渡し
- マニフェストを交付 (A票は保管)

マニフェスト **7P**

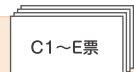


産業廃棄物の収集運搬業者(運搬) B1、C2票保管

●排出事業者自らが運搬

- 処分業者に廃棄物を引き渡し
- マニフェストを交付 (A票、B票は保管)

マニフェスト **7P**



産業廃棄物の処分業者(処分又はリサイクル) C1票保管



処分

完了確認等

- 最終処分まで適正に処理されたか確認
- マニフェスト・委託契約書を保存(5年間)

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書を市に提出

各種届出 **11P**

排出、収集運搬

- 市の指定袋に入れて排出
- 収集運搬業者に廃棄物を引き渡し

- ◆指定袋は、指定袋取扱店で購入できます。
- ◆指定袋の価格には、市のごみ処分手数料が含まれています。
- ◆指定袋取扱店、価格等については市ホームページをご確認ください。
- ◆指定袋には必ず事業所名を記入してください。

- 市の指定袋に入れて排出

広島市 事業ごみ 指定袋 検索

一般廃棄物の収集運搬業者(運搬)

- 排出事業者自らが運搬

処分

市の清掃工場、埋立地、大型ごみ破碎処理施設など

(指定袋に入れずに搬入する場合は、搬入時にごみ処分手数料が必要です。)

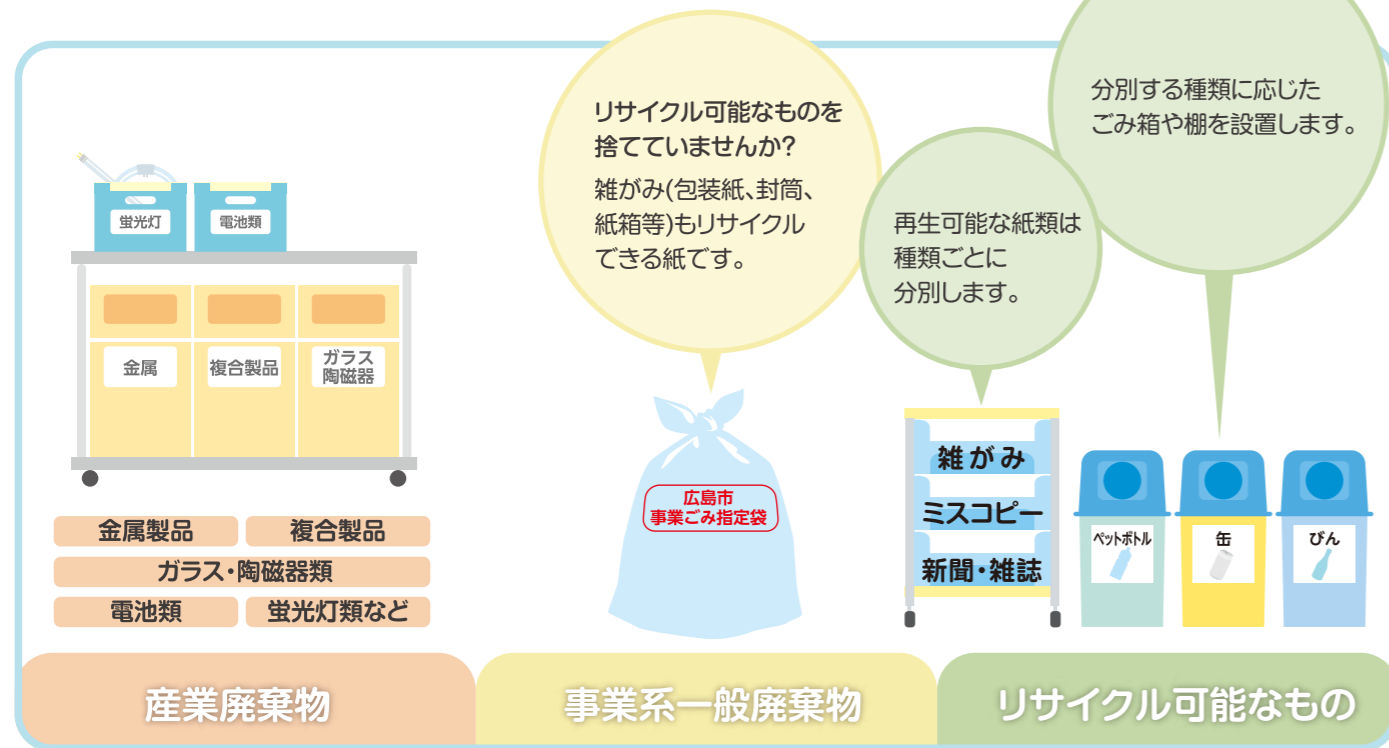
収集 → 中間処理 → 最終処分

産業廃棄物と一般廃棄物は、処理の方法が違うので、気をつけましょう。特に産業廃棄物はやらないといけないことが多いので注意!

# 分別・保管

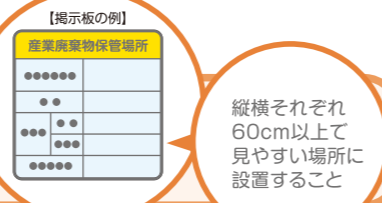
ごみの区分ごとに適正な分別をしましょう。

適正処理の第一歩は分別です。産業廃棄物、事業系一般廃棄物、リサイクル可能なものを基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。



## 産業廃棄物の保管基準 (法第12条第2項、施行規則第8条)

- 囲いの設置
- 掲示板の設置\*
- 飛散、悪臭等の発生防止
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積上げ高さ制限を遵守すること など



※記載事項：廃棄物の種類・管理者及び連絡先・最大積上げ高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合)

## 不法投棄や野外焼却は犯罪です

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科せられます。

### 罰則

・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人には3億円以下)の罰金又はこれの併科

処理を委託した業者が不法投棄を行った場合にも、排出事業者の責任が問われることがあります。



### 無許可の回収業者を利用しない!

廃家電や大型ごみなどの廃棄物の処理に「無許可」の回収業者を利用しないでください。

無許可の回収業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確保できません。無許可の回収業者によって回収された廃家電類等が不法投棄や不適正処理された事例も報告されています。

### 産業廃棄物

- 事業者は、廃棄物の処理を自ら行うか、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託しなければなりません。
- 適正に処理されたか、マニフェストで確認しましょう。

### 一般廃棄物

- 事業者は、廃棄物の処理を自ら行うか、一般廃棄物処理業の許可を有する業者に委託しなければなりません。

### 家電リサイクル法対象機器

(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

- 販売店に引取りを依頼するか、指定引取場所に持ち込み、適正に処理しましょう。

# 委託契約

廃棄物の処理を委託する場合は、法の基準を守る必要があります。

産業廃棄物は、守らないといけない基準が法で厳しく定められているので、注意!



## 産業廃棄物処理の委託基準 (法第12条第5～7項、施行令第6条の2)

1 産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託契約を、それぞれの許可を有する業者と締結する必要があります (排出事業者が自ら処理施設まで運搬する場合は収集運搬業者との契約は不要です。)

### CHECK!

- ・許可を持っているか
- ・委託しようとする廃棄物が許可の品目に含まれているか



産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の情報は、一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索できます。

ひろしま産廃ネット

検索

2 必ず事前に書面による契約を交わしてください

3 契約書には産業廃棄物処理業許可証の写しの添付が必要です

4 契約書には法令で定められた事項を漏れなく記載してください

産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿 受託者に支払う料金

委託契約の期間 受託業者の許可情報

中間処理、再生、最終処分の場所(所在地)、処理・処分方法、施設の処理能力 など

広島市 排出事業者の処理責任 検索

## 事業系一般廃棄物処理の委託基準 (法第6条の2第7項、施行令第4条の4)

一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する業者と委託契約を締結する必要があります (自ら運搬する場合は不要です。)

一般廃棄物の収集運搬業者の情報は、市ホームページに掲載しています。

広島市 一般廃棄物 業者一覧 検索

委託基準を守らなかった場合、罰則が科せられます。

### 罰則

- ・許可業者以外の者に委託:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
- ・上記以外の委託基準違反:3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

# マニフェスト (産業廃棄物管理票)

産業廃棄物の処理を委託する際は、自らの廃棄物の処理の流れを確認するため、マニフェストを交付してください。排出事業者は、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用することとなっています。

(法第12条の3第1項、施行規則第8条の20～21の2)

## 交付

マニフェストは排出事業者自らが、必要事項を記入して処理業者に交付してください

- 産業廃棄物の種類、運搬先ごとに交付してください。
- マニフェストはA, B1, B2, C1, C2, D, E票の複写式の7枚綴りです。
- A票は排出者の控えてす。B票以降を交付します。
- 運搬終了後にB2票、処分終了後にD, E票が返送されます。

強めに記入しましょう

## 保存

返送されたB2、D、E票はA票と合わせて5年間保存しなければなりません

## 報告

1年間の交付状況を報告してください

各種届出 **11P**

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票	
交付番号	20000000020
排出事業者	氏名又は名称 住所 宇 電話番号
収集運搬業者	氏名又は名称 住所 宇 電話番号
処分業者	氏名又は名称 住所 宇 電話番号
種類	数量(及び単位)
01 鉄くず	1000 金類くず
02 銅くず	1000 銅くず
03 鉛くず	1000 鉛くず
04 鋳造くず	1000 鋳造くず
05 鋼くず	1000 鋼くず
06 鉄くず	1000 鉄くず
07 鋼くず	1000 鋼くず
08 鋼くず	1000 鋼くず
09 鋼くず	1000 鋼くず
10 鋼くず	1000 鋼くず
11 鋼くず	1000 鋼くず
12 鋼くず	1000 鋼くず
13 鋼くず	1000 鋼くず
14 鋼くず	1000 鋼くず
15 鋼くず	1000 鋼くず
16 鋼くず	1000 鋼くず
17 鋼くず	1000 鋼くず
18 鋼くず	1000 鋼くず
19 鋼くず	1000 鋼くず
20 鋼くず	1000 鋼くず
21 鋼くず	1000 鋼くず
22 鋼くず	1000 鋼くず
23 鋼くず	1000 鋼くず
24 鋼くず	1000 鋼くず
25 鋼くず	1000 鋼くず
26 鋼くず	1000 鋼くず
27 鋼くず	1000 鋼くず
28 鋼くず	1000 鋼くず
29 鋼くず	1000 鋼くず
30 鋼くず	1000 鋼くず
31 鋼くず	1000 鋼くず
32 鋼くず	1000 鋼くず
33 鋼くず	1000 鋼くず
34 鋼くず	1000 鋼くず
35 鋼くず	1000 鋼くず
36 鋼くず	1000 鋼くず
37 鋼くず	1000 鋼くず
38 鋼くず	1000 鋼くず
39 鋼くず	1000 鋼くず
40 鋼くず	1000 鋼くず
41 鋼くず	1000 鋼くず
42 鋼くず	1000 鋼くず
43 鋼くず	1000 鋼くず
44 鋼くず	1000 鋼くず
45 鋼くず	1000 鋼くず
46 鋼くず	1000 鋼くず
47 鋼くず	1000 鋼くず
48 鋼くず	1000 鋼くず
49 鋼くず	1000 鋼くず
50 鋼くず	1000 鋼くず
51 鋼くず	1000 鋼くず
52 鋼くず	1000 鋼くず
53 鋼くず	1000 鋼くず
54 鋼くず	1000 鋼くず
55 鋼くず	1000 鋼くず
56 鋼くず	1000 鋼くず
57 鋼くず	1000 鋼くず
58 鋼くず	1000 鋼くず
59 鋼くず	1000 鋼くず
60 鋼くず	1000 鋼くず
61 鋼くず	1000 鋼くず
62 鋼くず	1000 鋼くず
63 鋼くず	1000 鋼くず
64 鋼くず	1000 鋼くず
65 鋼くず	1000 鋼くず
66 鋼くず	1000 鋼くず
67 鋼くず	1000 鋼くず
68 鋼くず	1000 鋼くず
69 鋼くず	1000 鋼くず
70 鋼くず	1000 鋼くず
71 鋼くず	1000 鋼くず
72 鋼くず	1000 鋼くず
73 鋼くず	1000 鋼くず
74 鋼くず	1000 鋼くず
75 鋼くず	1000 鋼くず
76 鋼くず	1000 鋼くず
77 鋼くず	1000 鋼くず
78 鋼くず	1000 鋼くず
79 鋼くず	1000 鋼くず
80 鋼くず	1000 鋼くず
81 鋼くず	1000 鋼くず
82 鋼くず	1000 鋼くず
83 鋼くず	1000 鋼くず
84 鋼くず	1000 鋼くず
85 鋼くず	1000 鋼くず
86 鋼くず	1000 鋼くず
87 鋼くず	1000 鋼くず
88 鋼くず	1000 鋼くず
89 鋼くず	1000 鋼くず
90 鋼くず	1000 鋼くず
91 鋼くず	1000 鋼くず
92 鋼くず	1000 鋼くず
93 鋼くず	1000 鋼くず
94 鋼くず	1000 鋼くず
95 鋼くず	1000 鋼くず
96 鋼くず	1000 鋼くず
97 鋼くず	1000 鋼くず
98 鋼くず	1000 鋼くず
99 鋼くず	1000 鋼くず
100 鋼くず	1000 鋼くず

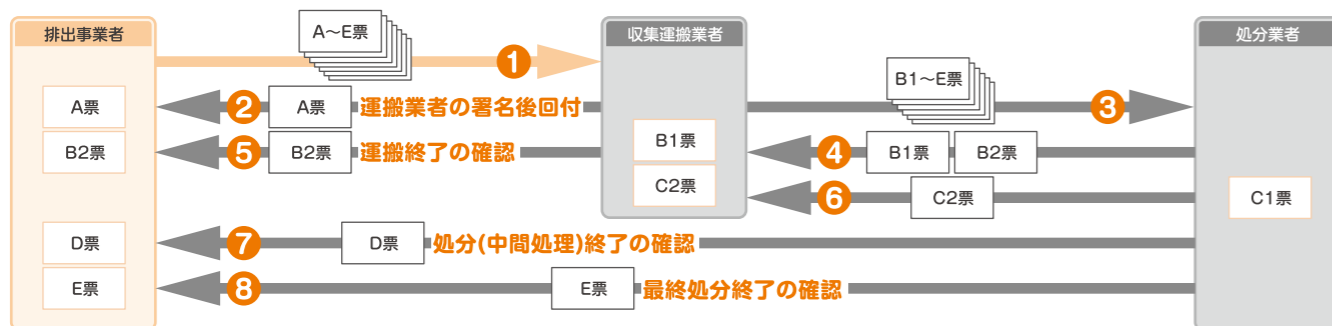
紙マニフェストの場合、青色の部分を入力してください。

**マニフェスト購入先**  
一般社団法人広島県資源循環協会  
広島市中区千田町3丁目7-47  
広島県情報プラザ4階  
TEL.082-247-8499  
FAX.082-247-9719  
http://www.hshigen.or.jp

**電子マニフェストお問い合わせ先**  
公益財団法人  
日本産業廃棄物処理振興センター  
情報処理センター  
TEL.03-3668-6513  
FAX.03-3668-7323  
http://www.jwnet.or.jp

●電子マニフェスト導入のメリットは、記入漏れがなくなる、マニフェストの保存や行政報告が不要など、事務の効率化が図られることです。

### マニフェストの流れ



マニフェストを適正に交付していない場合、罰則が科せられます。

**罰則** ・6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

# 減量・リサイクル

ごみの発生をできるだけ少なくし、再生可能なものはリサイクルしましょう。

ごみを減量すると、事業所でのごみ処分に係る費用の削減につながります。ごみの減量・リサイクルについて、できることから始めましょう。

ごみを減らして経費削減



### 紙ごみ

広島市内から排出される事業系一般廃棄物の約4割が紙ごみです。まず、紙ごみの減量・リサイクルから始めましょう。

- 再利用を徹底しましょう
- 両面印刷、Nアップ印刷を利用しましょう
- 電子データ化・共有化

### 金属等

### ガラス製品

### 再生可能な紙類

混ぜればごみ。分ければ資源。

- 新聞
- 雑誌・パンフレット等
- 機密書類
- 段ボール
- OA用紙類
- シュレッダー紙
- その他の紙

### プラスチック製品等

### 布類・廃油等

## 再生業者へ委託

再生業者がわからないときは

再生事業者の情報は、広島県ホームページ「廃棄物再生事業者登録名簿」に掲載されています。

広島県 廃棄物再生事業者登録名簿 **検索**

## オフィス事務所

### 紙ごみ削減を徹底しましょう

- ミスコピー紙等は裏面使用やメモ紙として再利用する
- 封筒やファイル等は繰り返し使用する
- 両面印刷や縮小印刷等により使用量を減らす
- 再生可能な紙類は分別し、リサイクルする

量が少ない場合は、商店街や近所の事業所が共同でリサイクル

少量のためにリサイクル業者が収集に応じられなくても、数社でまとめれば発注できる場合があります。

広島市 ミニオフィス町内会

### 使えるものは再使用しましょう

- 不要となった事務機や保管庫などは他の部署で使用する

### できるだけリサイクルしましょう

- 金属製の文具、机、保管庫、電子機器、空き缶、空きびん、ペットボトル等は、再生事業者等に引渡し、リサイクルする

### 使い捨て製品等の使用はできるだけ控えましょう

- お茶やコーヒーはマイカップを使用して、使い捨て容器の使用量を減らす

オフィス・事務所から出るごみの大多数は紙ごみ！  
まずは、紙ごみの削減から

## 小売業

### 店頭回収に取り組みましょう

- 自動販売機から出る空き缶やびん等の回収容器を設置する
- トレイ、紙パック、ペットボトルなどの店頭回収を行う
- リターナブルびんの回収を行う



### ごみの削減、リサイクルに努めましょう

- レジ袋が必要かどうか聞くなど、レジ袋の配布削減に取り組む
- 詰め替え商品、リサイクル商品を積極的に販売する
- 梱包材には、繰り返し使用できるものを採用する



### 食品廃棄物を減らしましょう

- 賞味期限の1/3ルールの見直しを図る
- 値引き販売等により、売れ残りを減らす
- 食品・食材の1人分、小分け売り等を行う
- 賞味期限が近いもの、規格外製品はフードバンクを活用しましょう



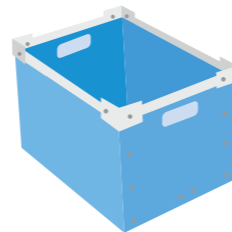
農林水産省 各フードバンク紹介



## 製造業

### ごみの発生を抑えましょう

- 原料に無駄が生じないように調達する
- 製造工程を見直し、廃棄物の削減に努める
- 通い箱の使用など運搬資材・梱包資材の省資源化・再使用を進める
- 原料に再生資源を積極的に利用する



### 消費時に発生するごみが少ない製品の提供等に努めましょう

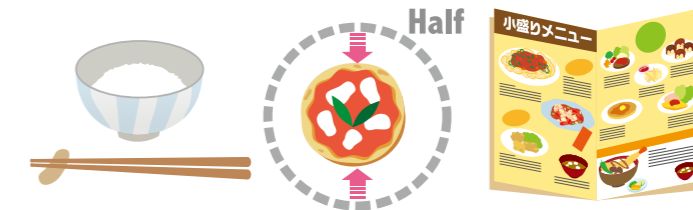
- 容器のリターナブル化や詰め替え可能な製品の開発・生産に努める
- 寿命の長い製品の開発を推進する
- 交換部品の確保など、修理体制の充実に努める
- 製品や梱包材などを回収・リサイクルする



## 飲食業

### 食べ残しを減らしましょう

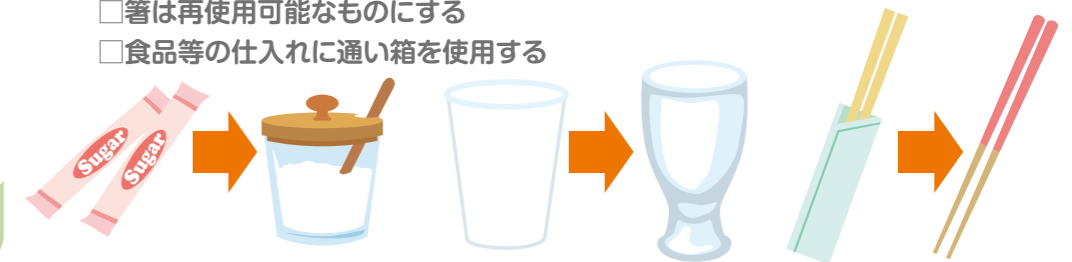
- 少量の注文ができるようにする
- 消費者の自己責任を前提に、持ち帰りをOKにする



女性や高齢者には  
ハーフサイズがあれば  
うれしいかも

### 使い捨て製品等の使用はできるだけ控えましょう

- 分包シュガー、紙コップ、紙製おしぼり等の使用を控える
- 箸は再使用可能なものにする
- 食品等の仕入れに通い箱を使用する



# 各種届出

法や条例により、各種の届出が義務付けられています。

## PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条、同法施行規則第5条)

### PCB廃棄物を保管している事業者

- 前年度(4月～3月)のPCB廃棄物の保管、移動、処分等の状況について、6月30日までに「PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を提出してください。

様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

広島市 PCB 届出

検索

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 交付等状況報告書

(法第12条の3第7項、施行規則第8条の27)

### 産業廃棄物の処理を委託している全ての事業者

- 前年度(4月～3月)に交付したマニフェストについて、6月30日までに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出してください。

電子マニフェストを利用している場合は不要です。



様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

広島市 マニフェスト

検索

## 多量排出事業者による 処理計画書・実施状況報告書

(法第12条第9項、第10項、施行令第6条の3、施行規則第8条の4の5、第8条の4の6、広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項、第2項、同条例施行規則第67条、68条、69条など)

### 多量の産業廃棄物を排出する 事業所を設置している事業者

- 1 前年度の産業廃棄物の排出量が500t/年以上
- 2 前年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50t/年以上

1 又は 2 に該当する場合

- 6月30日までに「産業廃棄物処理計画書」を提出してください。
- 計画書を提出した翌年度は排出量にかかわらず、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を提出してください。

様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

広島市 多量排出事業者 提出

検索

## 事業系一般廃棄物 減量化計画書等

(法第6条の2第5項、広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の3)

### 大規模建築物等の所有者等

- 1 延床面積2,500㎡以上の興行場、事務所等
- 2 延床面積8,000㎡以上の学校
- 3 店舗の延床面積500㎡超の小売店舗
- 4 従業員200人以上

1 ~ 4 のいずれかに該当する場合

- 廃棄物の処理や減量・資源化について全体的に管理できる者を一般廃棄物管理責任者として選任してください。
- 「事業系一般廃棄物減量化計画書」を提出してください。

様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

広島市 大規模建築物等

検索

### 広島市環境局業務部

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

お問い合わせ

- 産業廃棄物に関すること…産業廃棄物指導課 TEL.082-504-2225、504-2226
  - 一般廃棄物に関すること…業務第一課 TEL.082-504-2220
- 環境局共通 FAX.082-504-2229

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

登録番号: 広I3-2015-541